

返金規定

以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から1ヶ月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、前項に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い、算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。

入社後1週間未満の場合：コンサルティングフィーの 100%

入社後1か月未満の場合：コンサルティングフィーの 50%

入社後2か月未満の場合：コンサルティングフィーの 30%

入社後3か月以上4か月未満の場合：コンサルティングフィーの 20%

入社後5か月以上6か月未満の場合：コンサルティングフィーの 10%

但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくは締結を求めたために当該応募者が退職した場合、求人票と異なる労働条件の変更を応募者に求めたために応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、若しくは専ら甲の都合に退職することとなった場合、又は甲が本項各号の事由の発生日から1ヶ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙はコンサルティングフィー減額又は返還を行わないものとする。

2020年4月1日

株式会社アミル